

平成二十年十月七日提出  
質問 第八一 号

山口県内における国土交通省案件に対する政府高官の関与に関する質問主意書

提出者 平岡秀夫

山口県内における国土交通省案件に対する政府高官の関与に関する質問主意書

前内閣官房地域活性化統合事務局局長であり、現在、自由民主党山口県第二選挙区支部長である山本繁太郎氏の後援会報（山本しげたろう岩国連合後援会会報 創刊号平成二十年九月）において、「山本しげたろう実績あれこれ」として、述べられている四つの事業について、政府に対し質問する。

1 前述の山本繁太郎氏の後援会報で述べられている、①「岩国港臨港道路事業」、②「国道百八十八号バイパス事業（国道百八十八号岩国南バイパスの一部開通）」、③「JR和木駅の新設」、④「JR岩国駅舎の改築」の四つの事業（以下、「各事業」）について、各事業の事業主体と事業施工決定者は誰か。

2 各事業の事業採択（決定）に至るまでの手順はどのようなものであったか（①、②、③）。また、どのようなものであるのか（④）。

3 各事業の事業採択の当時、山本繁太郎氏は、政府において、どのような役職に就いていたのか（④を除く）。

4 各事業の事業採択に至るまでの、どの段階で、山本繁太郎氏により、どのような関与が行われたのか。また、行われているのか。

5 その関与が行われた時、山本繁太郎氏は政府において、どのような役職に就いていたのか。

6 5の役職と各事業とはどのような関係にあるのか。

7 その関与は、その段階における意思決定に、どのような影響を与えたのか。また、与えているのか。

8 当該役職にある者が、当該役職に関係のない事業に関与する、または、影響力を行使するのは、国家公務員法、国家公務員倫理規程等に違反するのではないか。

右質問する。